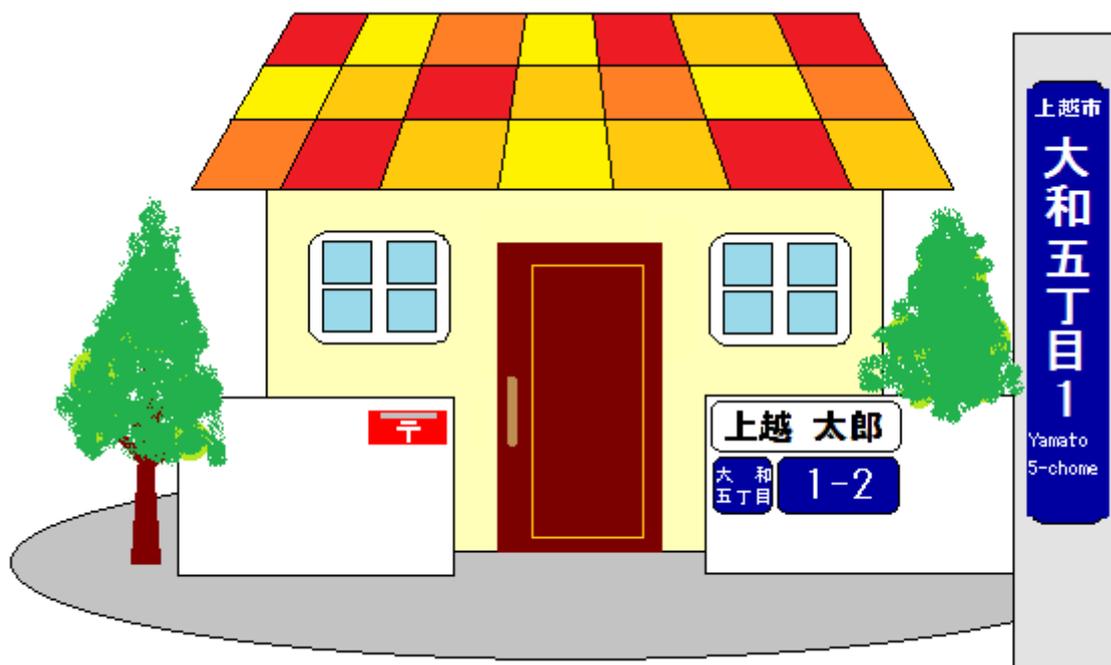


# 住居表示のご案内

平成30年12月1日から

住所の表し方が変わります



## 上越市役所 市民課

電話526-5111（内線1135）

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

## はじめに

現在、みなさまがお住まいになっている地域は、平成30年12月1日(土)に住居表示が実施されます。

このたびの大和地区の住居表示では、新たに住居表示を実施する地域と、すでに実施した住居表示を変更する地域がありますが、いずれの地域においても、住所はこれまでとは違った表し方になります。

ここに、新しい住所の表し方や、住所変更に伴い必要となる手続等についてまとめましたのでご覧ください。

住居表示は、みなさまの住所をより分かりやすいものにするための制度です。この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

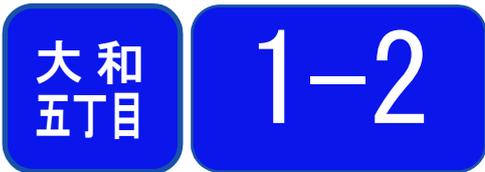
# 目 次

- 1 今回、お届けしたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 2 別にお届けするもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 3 住居表示が実施されると・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3ページ
- 4 新しい住所は、このような方法で決まります・・・・・・・・ 4ページ
  - (1) 街区符号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ
  - (2) 住居番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ
- 5 実施後の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～9ページ
  - (1) 市役所で住所を書き換えるもの・・・・・・・・・・ 5～6ページ
  - (2) 法務局で住所を書き換えるもの・・・・・・・・・・ 6ページ
  - (3) 平成30年12月3日以降、  
    ご自身で住所変更の手続をしていただく主なもの・・・・・・・・ 6～8ページ
  - (4) 事業所（法人）等で住所変更の手続をしていただく主なもの・・ 9ページ
- 6 自動車運転免許証・運転経歴証明書の記載事項変更届について・・・ 9ページ
- 7 国民年金・厚生年金の手続について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ
- 8 新住所通知用はがきの記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ
- 9 不動産の住所変更登記について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12ページ

## 1 今回、お届けしたもの

住居表示のご案内	このパンフレットです。
住居表示通知書 (1枚) 【水色の紙】	新住所をお知らせするものです。
新旧対照案内図 (1枚)	新住所と旧住所の対照図です。
新住所通知用はがき (50枚)	新住所を知人等にお知らせするために郵便局から提供していただいた <b>送料無料</b> のはがきです。 記入例等、詳しくは <b>10</b> ページをご覧ください。
登記申請書 (1枚)	不動産の住所変更登記を行う際の申請用紙です。 記入例等、詳しくは <b>11～12</b> ページをご覧ください。

## 2 別にお届けするもの

町名板 住居番号表示板 (1棟に各1枚)	11月19日以降、身分証明証を携行した市の委託業者（株式会社丸菱行政地図の職員）が各家庭及び事業所を訪問し、取付位置の承諾を得て、門または玄関等の見やすい場所に取り付けさせていただきます。  ※マンション、アパートは建物の出入り口に取り付けます。
住居表示実施証明書 (5枚) 【普通紙】	住居表示の実施に伴う諸手続の証明書として使用します。 不足する場合は、 <b>平成30年12月10日以降、市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所</b> で無料で発行します。

### 3 住居表示が実施されると

住居表示が実施されると、住所や不動産の表示は次のように変わります。

#### 1. 現在の住所が大字荒町、大字今泉の方

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。街区番号(〇〇街区)はつきません。

例(実施前) 上越市 大字荒町 100番地 (14街区15)



(実施後) 上越市 大和五丁目 28番 7号  
新町名 街区符号 住居番号

(2) 不動産の表示は新町名と換地処分後の地番で表し、小字は廃止されます。

例(実施前) 上越市 大字荒町 字〇〇 100番



(実施後) 上越市 大和五丁目 123番  
新町名 地番

(3) 本籍の表示は、戸籍の転籍届により変更となります。

#### 2. 現在の住所が大和二丁目又は五丁目、新しい住所も町名が変わらない方

(1) 住所は現町名と街区符号、住居番号で表示します。街区番号(〇〇街区)はつきません。

例(実施前) 上越市 大和二丁目 300番地 (2街区15)



(実施後) 上越市 大和二丁目 1番 30号  
現町名 街区符号 住居番号

(2) 不動産の表示は現町名と換地処分後の地番で表します。

例(実施前) 上越市 大和二丁目 300番



(実施後) 上越市 大和二丁目 1234番  
現町名 地番

(3) 本籍の表示は、戸籍の転籍届により変更となります。

### 3. 現在の住所が大和五丁目、新しい住所が大和二丁目になる方

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。街区番号(〇〇街区)はつきません。

例(実施前) 上越市 大和五丁目 10番地 (11街区21)



(実施後) 上越市 大和二丁目 1番 90号  
新町名 街区符号 住居番号

(2) 不動産の表示は新町名と換地処分後の地番で表します。

例(実施前) 上越市 大和五丁目 10番



(実施後) 上越市 大和二丁目 1000番  
新町名 地番

(3) 本籍の表示は、戸籍の転籍届により変更となります。

※ 本籍の表示を変更するときは、戸籍の転籍届を届出してください。

なお、新しい住所と同じくする場合、本籍の表示は、町名と街区符号までを用いるため、「大和〇丁目〇番」となります。

また、土地の地番を用いる場合は、「大和〇丁目〇番地」となります。

※ 本籍の表示を変更したときは、自動車運転免許証の変更届が必要です。詳しくは、[9](#)ページをご覧ください。

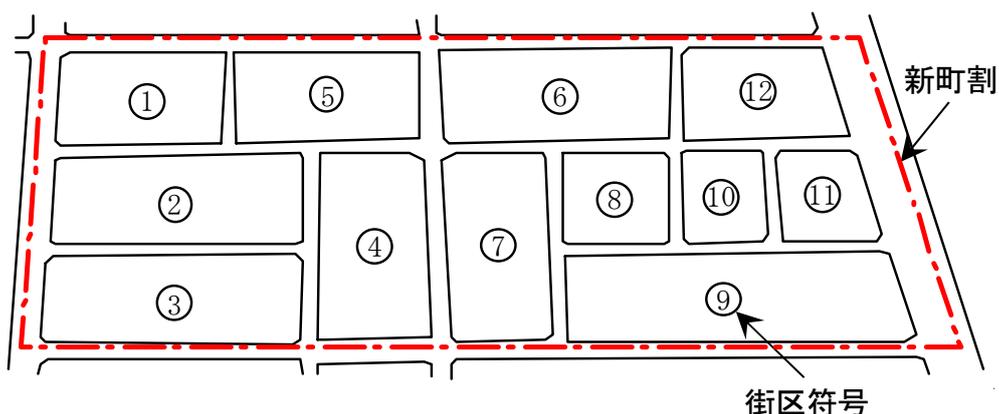
## 4 新しい住所は、このような方法で決まります

新しい住所は「町名」、「街区符号」、「住居番号」で表され、下記の方法で決まります。

### (1) 街区符号

新しい町割を道路や水路などでいくつかの街区に区切り、駅などの町の中心に近い街区から順番に番号を付けます。

(この番号を街区符号といい「〇番」で表します)



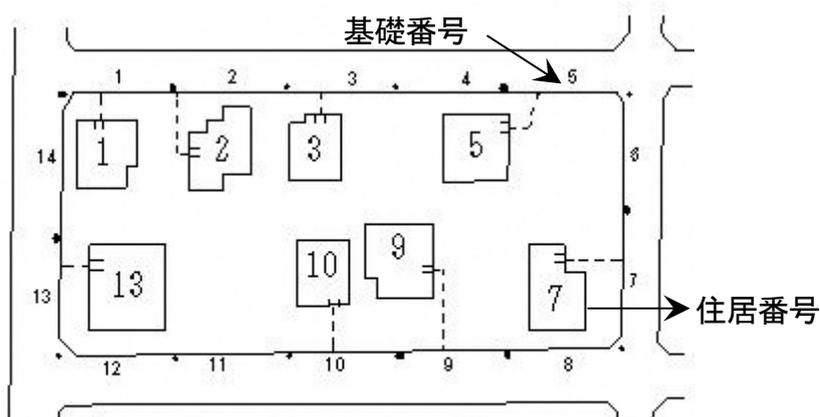
### (2) 住居番号

街区ごとに周囲に等間隔で順番に基礎番号を付けます。

住居番号は建物の主な出入口がどの基礎番号に当たるかによって決まります。

(この番号を住居番号といい「〇号」で表します)

※ 中・高層建物については、各戸の番号も加えて住居番号となります。



平成 30 年 12 月 1 日以降、住居表示実施区域内に住宅・事務所・店舗など建物を新築（建て替え含む）した場合は、住居番号を決めなければなりません。建物の基礎工事が完了しましたら、すみやかに市民課窓口にて新築届をしてください。また、増改築して主たる出入口の位置が変わった場合は、住居番号が変わることがありますので、同様に届出をお願いします。

## 5 実施後の手続

12月1日、2日は、市役所等は閉庁日のため、各種手続は12月3日以降にお願いします。

住居表示の実施に伴い、市役所や法務局において職権で書き換えるものと、ご自身で住所変更の手続をしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続をしていただきますようお願いいたします。

以下、その主なものを記載しましたので参考にしてください。

### (1) 市役所で住所を書き換えるもの

公 簿 名	問合せ先	説 明
住民票 印鑑登録原票	市役所 市民課	市役所で新住所に書き換えます。
戸籍の附票	市役所 市民課	本籍が上越市の場合、市役所で新住所に書き換えます。本籍が他の市町村の場合は、市役所が通知を出して書き換えを依頼します。
課税台帳	市役所 税務課	市役所で新住所に書き換えます。
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受領証 老人医療費受給者証	市役所 国保年金課	実施日以降、新しい保険証等を郵送します。それまでは、今までの保険証等をご使用ください。新しい保険証等が届いたら古い保険証は破棄してください。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 介護保険サービス利用者負担金助成認定証	市役所 高齢者支援課	実施日以降、新しい保険証等を郵送します。それまでは、今までの保険証等をご使用ください。新しい保険証等が届いたら古い保険証等は破棄してください。
障害福祉サービス受給者証	市役所 福祉課	実施日以降、新しい受給者証を郵送します。それまでは、今までの受給者証をご使用ください。新しい受給者証が届いたら古い受給者証は破棄してください。
児童手当 児童扶養手当証書 子ども医療費助成受給者証 ひとり親医療費助成受給者証	市役所 こども課	新しい各種受給者証、児童扶養手当証書の発行は行いませんので、そのままお使いください。

公 簿 名		問合せ先	説 明
市立保育園・私立保育園名簿		市役所 保育課	市役所で新住所に書き換えます。
学齢簿		教育委員会 学校教育課 電話 545-9244	教育委員会で新住所に書き換えます。
公共サービス等	ガス・水道	それぞれの機関で新住所に書き換えます。 (しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますのでご了承ください。)	
	電 気		
	固定電話		
	N H K		
	J C V		
	有線放送		
	高田郵便局	個別に届出をしなくても郵便物は届きます。 (当面の間、旧住所でも郵便物は届きます。) <b>※郵便貯金・保険等は手続きが必要です。</b>	

(2) 法務局で住所を書き換えるもの

公 簿 名	問合せ先	説 明
土地登記簿 建物登記簿	新潟地方法務局 上越支局	表題部は新潟地方法務局上越支局で新町名に変更されます。 <b>※ただし、所有者、抵当権者等の住所は本人の申請がなければ変わりません。詳しくは11～12ページをご覧ください。</b>

(3) 平成30年12月3日以降、ご自身で住所変更の手続きをしていただく主なもの

※マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書の変更の届出人が、本人や同一世帯員以外の場合は事前にお問い合わせください。

件 名	届出先	手続時期	必要書類等
マイナンバーの通知カード(紙製)	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早めの手続をお願いします。	①マイナンバーの通知カード ②本人確認書類 ・顔写真あり…1点 ・顔写真なし…2点
マイナンバーカード	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早めの手続をお願いします。	①マイナンバーカード <b>※手続の際に暗証番号が必要です。</b>

件名	届出先	手続時期	必要書類等
住民基本台帳カード (顔写真付き) ※顔写真なしの場合、 手続は不要	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①住民基本台帳カード ※QRコード入りのカードをお持ちの方は手続の際に暗証番号が必要です。
在留カード 特別永住者証明書 ※みなし在留カード及び みなし特別永住者証明書を 含む	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①在留カード (または外国人登録証明書) ②特別永住者証明書 (または外国人登録証明書) ※みなし在留カードを含む
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 重度心身障害者医療費受給者証	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①各手帳、受給者証 ②印鑑(認印)
特別児童扶養手当証書	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①特別児童扶養手当証書 ②印鑑(認印)
自動車運転免許証 運転経歴証明書	上越交通安全協会(上越警察署内) 詳しくは9ページをご覧ください。	電話 025-524-2301	
国民年金・厚生年金	上越年金事務所 詳しくは10ページをご覧ください。	電話 524-4115	
恩給・基金等受給者	恩給局・加入されている基金等へ直接お尋ねください。		
不動産(土地・建物)所有者 の住所変更登記 抵当権者などの住所変更登記	新潟地方法務局上越支局 電話 025-525-4181(登記部門 直通電話) 詳しくは11~12ページをご覧ください。		

件名	届出先	手続時期	必要書類等
普通自動車及び自動二輪車 (250cc超)の住所変更	長岡自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2041 (続けて037)	特に期限はありませんが、実施日以降お早めの手続をお願いします。	①住居表示実施証明書 ②自動車検査証 ③印鑑(認印) ④委任状(車検証上の使用者以外の方が申請に来られる場合)
軽二輪(126cc~250cc)の住所変更	全国軽自動車協会連合会長岡支所 電話 0258-23-3115	特に期限はありませんが、実施日以降お早めの手続をお願いします。	①住居表示実施証明書 ②軽自動車届出済証 ③自動車損害賠償責任保険証明書 ④申請書(届出先にあります。) ⑤印鑑(認印でも可)
軽自動車の住所変更	軽自動車検査協会新潟主管事務所 長岡支所 電話 050-3816-1851	特に期限はありませんが、実施日以降お早めの手続をお願いします。	①住居表示実施証明書 ②軽自動車検査証 ③申請書(届出先にあります。) ④印鑑(認印でも可)
<p>※125cc以下の二輪車使用者・所有者の住所変更は市役所が新住所に書き換えるので手続の必要はありません。</p> <p>※普通自動車、自動二輪車、軽二輪、軽自動車の住所変更を業者等にお問い合わせの場合は、その費用をご負担願います。</p>			
パスポート	パスポートの最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。		
各種免許、許可、許可証等の住所変更	お手数ですが、各関係機関にお問い合わせのうえ、手続をお願いします。		
その他	勤務先、学校、銀行、保険会社などで住所変更が必要なものもありますので、それぞれお手数ですが確認のうえ、手続をお願いします。		

(4) 事業所（法人）等で住所変更の手続をしていただく主なもの

件 名	届出先	手続期限	必要書類等
会社等の所在地及び代表者の住所の変更登記	新潟地方法務局 法人登記部門 電話 025-226-0955  ほか、本店・支店の所在地を管轄する法務局	本店は2週間以内 支店は3週間以内	①住居表示実施証明書 ②登記申請書 ③印鑑（代表取締役の法務局登録印） ④委任状（代理人による場合） ※「会社等の変更登記の手引き」をご覧ください。

## 6 自動車運転免許証・運転経歴証明書の記載事項変更届について

運転免許証・運転経歴証明書をお持ちの方は、記載事項を変更する必要があります。  
該当する方は、**住居表示実施証明書がお手元に届きましたら**、運転免許証・運転経歴証明書をご持参の上、手続を行ってください。

住居表示実施区域内に「住所」がある方	<b>住所を変更してください。</b> 【手続に必要なもの】 ① 住居表示実施証明書…郵送します。
届 出 先	上越交通安全協会（上越警察署内） 電話 524-2301
受 付 時 間	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午前11時、午後1時～午後4時
届 出 用 紙	上越交通安全協会に備え付けてあります。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>手数料は無料です。</b></li> <li>・ 運転免許証に記載されている住所が住居表示実施前と異なる場合、運転免許証に記載されている住所から現在の住所につながるまでの住民票など（<b>1通350円</b>）が別途必要です。</li> <li>・ 住居表示実施後に本籍地を変更した場合は、その変更の経過を証明するもの（本籍地入りの住民票など（<b>1通350円</b>））が別途必要です。（自動車運転免許証のみ）</li> </ul>

## 7 国民年金・厚生年金の手続について

国民年金・厚生年金を受給されている方、国民年金・厚生年金に加入している方は、日本年金機構（上越年金事務所）が新住所に書き換えを行うため、原則、手続の必要はありません。

ただし、平成31年1月以降に日本年金機構（上越年金事務所）から届いた郵便物の宛先が旧住所だった場合は、上越年金事務所に連絡してください。

問合せ先 上越年金事務所お客様相談室 電話 524-4115

## 8 新住所通知用はがきの記載例

新住所をご友人や取引先などにお知らせするためのはがきです。（郵送料無料）  
新住所とお名前をご記入の上、切手を貼らずにポストへ投函してください。

（はがき裏面）

**住居表示のお知らせ**

平成30年12月1日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しの際は、必ず郵便番号及び新住所をご記入ください。

○あなたの住所録をご訂正ください。

記

新住所

**郵便番号 943-0861**  
**上越市大和五丁目1番2号**

ご氏名 **上越 太郎**      ご自分の新住所とお名前をご記入ください。

（集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。）

（はがき表面）

郵便はがき

□□□□□□□□

**通信事務郵便**

住居表示のお知らせ

ご友人などの宛先を  
ご記入ください。

日本郵便株式会社  
高田郵便局

□□□□□□□□

※ 大字今泉、大字荒町の方は、郵便番号は943-0861（大和）に変更となります。

## 9 不動産の住所変更登記について

登記簿に記載されている土地及び建物の所在（表題部）は、法務局が職権で変更しますが、所有者の住所や抵当権設定者の住所（権利部）は、**売買・贈与・抵当権設定の際までに**新住所に変更する必要があります。（売買・贈与・抵当権設定の登記の際に申請することも可能です。）

申 請 先	新潟地方法務局上越支局      電話 025-525-4181
受付時間	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
必要書類等	<p>「不動産登記申請書」は、新潟地方法務局上越支局の窓口に備え付けてあります。（法務省または新潟地方法務局のホームページからダウンロードもできます。）</p> <p>① 住居表示実施証明書・・・郵送します。</p> <p>② 印鑑（認印は可ですが、スタンプ形式のものは不可です。）</p> <p>・なお、不動産の所在地番等を事前にご確認ください。</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業区域内については、換地処分の登記完了以降となります。（登記が完了しましたら、市からお知らせします。）</li> <li>・住居表示実施証明書の添付により、<b>登録免許税は無料</b>になります。<b>ただし、司法書士等に依頼された場合は手数料がかかります。</b></li> <li>・ご自身で登記申請を検討されている方は、事前相談が必要となりますので、電話予約をお願いします。（登記部門 直通 025-525-4181）</li> <li>・現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、その移転等の経過を証明する住民票など（<b>1通350円</b>）が必要です。</li> </ul>

### ●申請書記載に当たってのお願い

1. 登記申請書の用紙は全ての世帯に配付いたします。不足する場合はコピーしてご利用ください。
2. パソコン等で作成していただいても結構です。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
3. 文字は、インク、黒ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
4. 申請書は添付書類とともに左綴じにして提出してください。
5. 郵送による申請も可能です。封筒の表に「**不動産登記申請書在中**」と記載の上、**書留郵便**で送付してください。返信用の封筒は、返信先の住所、氏名を記載し、簡易書留分の切手を貼ってください。（ただし、登記識別情報通知を含まない場合）

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更  
 原因 平成30年12月1日住居表示実施  
 変更後の事項 住所 上越市大和五丁目1番2号  
 申請人 上越市大和五丁目1番2号

上 越 太 郎 印

連絡先の電話番号 0000-00-0000

添付書類 住居表示実施証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 〇〇法務局 〇〇支局（出張所）

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除

不動産の表示

所在地 上越市大和五丁目  
 地番 100番  
 地目 宅地  
 地積 123.45平方メートル

所在地 上越市大和五丁目100番地  
 家屋番号 100番  
 種類 居宅  
 構造 木造かわらぶき2階建  
 床面積 1階 43.00平方メートル  
 2階 38.62平方メートル

